

浜名湖・ボート事故海難審判

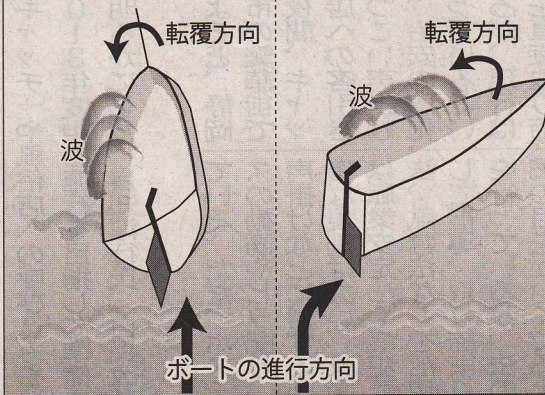
業務停止1月求め結審

前所長に 転覆経緯、報告覆す

浜名湖で2010年6月、県立三ヶ日青年の家(浜松市北区)のボートが転覆し、女子中学生11当時(12)が死亡した事故で、同施設の檀野清司前所長(54)に対する第2回海難審判が26日、横浜地方海難審判所(供田仁男審判長)で開かれた。刑事裁判の検察側に当たる理事官が檀野前所長を小型船舶操縦士の業務停止1月とする意見を述べて結審した。

理事官は論告求刑に「中で、「ボートは転覆した」と述べ、国土交通省運輸安全委員会が公表した事故調査報告での転覆までの経緯を事実上否定した。その上で、「檀野前所長は正しい航路、舵(かじ)を取るようにとのボートへの指示を怠るなどの過失があった」とした。

運輸安全委員会の事故調査報告書に示された転覆直前の状態



「この日の審判で補佐人は、右に変針した理由を「舵を担っていた同校の元教諭が右に舵を切ってしまったと考えるのが合理的」と指摘。事故は、悪天候にもかかわらずボート訓練を実施するなどした

学校側の落ち度もある乗った手こぎボートがと、処分軽減をあら航行不能になったため求めた。

理事官意見などにより、モーターボートでえい航し、途中で転覆させたとされる。手こぎボート内に閉じ込められた同校の西野花菜さん(16)が死亡した。

浜名湖転覆

業務停止1カ月求める

研修施設
前所長に
海難審判結審、裁決へ

浜松市北区の浜名湖 裁判の検察官にあたる
で二〇一〇年、宿泊研
修施設「静岡県立三ヶ
日青年の家」の手こぎ
ボートが転覆、愛知県
豊橋市章南中学校の生
徒が水死した事故で、
ボートを曳航した檀野
清司前所長(五〇)の海難
審判は二十六日、刑事

法などを指示しなかつ
たため、ボートが右に
回頭して横向き状態で
引張られて転覆した
と主張。ただ、業務停
止一カ月は法定期間と
して最短で、理事官は
過失の程度が軽いと判
断したとみられる。
前所長の補佐人弁護
士は最終意見陳述で、
前所長の過失を全面的
に認めた上で、学校側
も出航の可否判断やか
じ取りで注意義務を怠
ったとして「学校や教
員の過失も相まって事
故が起きた」と強調し
た。
補佐人は右回頭の

原因として、ボートが
バランスを崩した弾
みで男性教諭がかじを
切った可能性に言及
したが、男性教諭は証
人尋問で「そういう認
識はない」と否定し
た。
亡くなった西野花菜
さん(当時二二)の両
親らも傍聴し、父友章
さんは「学校側の責任
も明らかにすることが
再発防止につながる」
と裁決に期待。この日
は花菜さんの誕生日で
「こいつの形の誕生日
は残念」と目を潤ませ
た。

「かじの手離した」 元教諭が証言覆す

浜名湖転覆の海難審判

浜松市の浜名湖で二〇一
〇年、愛知県豊橋市立章南
中学校の一年生らが乗った
手こぎボートが転覆し、西
野花菜さん(当時12)が水
死した事故で、ボートを引
航したモーターボートを操
船していた「静岡県立三ヶ

日青年の家」の檀野清司・
前所長(54)に対する2回目
の海難審判が26日、横浜地
方海難審判所であった。
前回、前所長側から「か
じ操作にも転覆の原因があ
る」と指摘された元教諭の
男性(37)が証人として出
廷。だが、転覆時の状況に
ついて、「かじから手を離
し、両手で船につかまっ
ていた」と証言。これまで、
「かじに左手を添えてい
た」と答えていた国土交通
省の運輸安全委員会の調査
とは異なる証言をした。
食い違いについて、前所
長側と審判官から質問され
ると、元教諭は「言ってい
ることが違うのは(自分で
も)理解できない。運輸安
全委の方が正しいかも」な
どと述べた。

原因について、「手こぎボ
ートが左に傾いた際にかじ
を取っていた元教諭が(か
じを左に切るように)無意
識に手を押し出したため」
として、元教諭にも原因が
あると指摘していた。
花菜さんの父・友章さん
(53)は「自分の過失を隠そ
うと事実をコントロールし
ているのじゃないか。何
で重要なことを忘れるの
か」と憤った。
検察官に当たる理事官は
小型船舶操縦士の業務停止
1カ月を求めた。